

【国の機関や大手通信会社を騙るうそ電話詐欺事例】

【例1】

国の機関から、「あなたの健康保険証が使えなくなる」と何回も留守番電話にメッセージが録音されていた。今日「何回も電話をしているが、これが最終通告です」と留守電話にメッセージが録音されていた。健康保険証が使えなくなると大変なので、相談した。

★例1のポイント★

健康保険証の担当部署から通知を出すことはありますが、電話をすることは基本的にありません。

【例2】

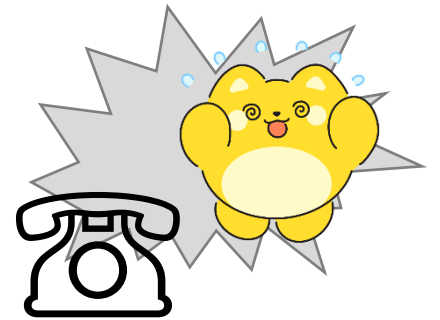
国の機関から、「〇〇県の△△病院の精神科で、睡眠薬を90日分処方された記録がある。30日分だと違法にならないが、90日分だと違法になり、逮捕される」と電話があり、おかしいと思って電話を切った。本当だろうか？

★例2のポイント★

国の機関等が病院で処方された薬について患者に直接、連絡することはありません。基本的に処方した病院、薬局に連絡します。

【例3】

大手電話会社から、「あなたの電話が2時間で使えなくなる」と電話があった。おかしいと思い、電話を切った。



★例3のポイント★

国の機関や大手通信会社のホームページにあやしい電話やSMS等に注意するよう記載がされています。

*電話がきた時は電話番号を確認してから出る。知らない番号からの電話は、常に留守番電話にして録音されたメッセージを聞いてから出ることを習慣づけましょう。

*+から始まる電話番号は、外国からの電話です。外国への通話が不要な方は、固定電話の場合、国際電話不取扱受付センター（0120-210-364）で国際電話の受発信を止めることができます。携帯電話の場合は、自分が契約している通信キャリアに確認してください。

*わからない場合は、いちき串木野市消費生活センターにお問合せください。

いちき串木野市消費生活センター

(いちき串木野市役所串木野庁舎2階 水産商工課内)

☎0996-33-5638

相談時間：月～金曜日(祝日除く) 8:30～17:00

【ハガキによる架空請求詐欺事例】

裁判所から心当たりのないハガキが送ってきた。本物の通知だろうか？

※このハガキは実際にセンターに寄せられたものです

民事訴訟発付通知

令和7年10月17日 管理番号 キ-152

この度ご通知致しましたのは貴殿の利用されていた契約会社に対し未納料金又は契約不履行による支払いを求めて参りましたが未だ支払いの確認が取れません。次の様に民事訴訟として裁判を執り行う為訴訟提起された事を報告致します。

当該会社、訴訟内容につきましては管理番号をお伝え下さい尚、当裁判所書記官室は訴訟内容の正当性を確認する機関になります。
原則としてご本人様からのご連絡をお願いしております。

このような法的手続きを検討せざるを得ない事を誠に遺憾に思っており期限までに貴殿の良識ある対応を願っております

再三に渡る呼び出しに対し応じない場合や裁判を放置していた方が執行官立会いのもと給料や財産を差押さえられた事例がありますので十分ご注意下さい。

※ 電話が混み合い繋がりにくい事が御座いますのでその際はお掛け直しをお願い致します。

〒101-0065
東京都千代田区西神田 2-3-11 東京高等裁判所館内
裁判所書記官室

[相談窓口] 050-6867-8013
9:00~17:00

記載されている住所を確認したところ、該当箇所は公園だった。また、裁判所の住所とも相違していた。

記載されている電話番号を確認したところ、該当する番号はなかった。東京高等裁判所の代表電話番号とも相違していた。

*裁判所からハガキが届いたら、まず深呼吸！

*公的機関や裁判所から『特別送達』と記載された郵便物が配達された場合は、絶対に無視をせず、落ち着いて中身を確認しましょう。

*ハガキの中には、本物と偽物があります。ハガキに記載されている電話番号に安易に電話をかけないでください。

*ハガキに書いてある住所、電話番号についてインターネット等で調べることができますので、確認してください。

*わからない場合は、本人からいちき串木野市消費生活センターにお問合せください。